0307.92		――冷凍したもの						
	010	―――スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		KG				
	090	―――その他のもの		KG				
0307.99		――その他のもの			0307.99		――その他のもの	
		［削除］					―――冷凍したもの	
						110	――――いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。）	KG
						120	――――スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	KG
						190	――――その他のもの	KG
		―――くん製したもの					―――くん製したもの	
	210	――――貝柱		KG		210	――――貝柱	KG
	290	――――その他のもの		KG		290	――――その他のもの	KG
	900	―――その他のもの		KG		900	―――その他のもの	KG
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。） ―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。） ―なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	
0308.11		［略］			0308.11		［同左］	
0308.12	000	――冷凍したもの		KG			［新規］	
0308.19		［略］			0308.19		［同左］	
		―うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）					―うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）	
0308.21		［略］			0308.21		［同左］	
0308.22	000	――冷凍したもの		KG			［新規］	
0308.29		［略］			0308.29		［同左］	
0308.30		［略］			0308.30		［同左］	
0308.90		［略］			0308.90		［同左］	

第４類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

１～３　［略］

４　この類には、次の物品を含まない。

(a)　［略］

第４類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

１～３　［同左］

４　この類には、次の物品を含まない。

(a)　［同左］